

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認鹿児島地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 3件

国民年金関係 3件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 9件

国民年金関係 4件

厚生年金関係 5件

鹿児島国民年金 事案 444

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から39年6月までの国民年金保険料については納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から39年6月まで

申立期間については、国民年金への加入についての説明会が地区の公民館であり、私はその場で加入手続きを行い、以後、国民年金保険料を納付していた。昭和51年ごろ、未納期間の国民年金保険料をすべて納付した覚えがあり、窓口担当者に「未納期間はもう無い。」と言われ、安心していった。申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付しており、納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立人の所持する「納付書・領収証書」により、申立人は、昭和51年1月に、44年12月から48年9月までの国民年金保険料を、特例納付により納付していることが確認でき、「昭和51年ごろ、未納期間の国民年金保険料をすべて納付した覚えがあり、窓口担当者に未納期間はもう無いと言われ、安心していった。」とする申立内容に不自然さは見られない。

さらに、特例納付は、制度上、国民年金保険料の未納期間について、先に経過した月の分から順に納付することとされていたことから、申立人が特例納付を行った昭和51年1月の時点では、申立期間の国民年金保険料は既に納付済みであったと考えるのが自然であり、その時点で、特例納付が可能な申立期間を未納のままにしておくことは考えにくい。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 51 年 9 月から 52 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 9 月から 52 年 3 月まで

私は、昭和 51 年 9 月に帰郷した後、申立期間の国民年金保険料を組合長を通じて納付したことを覚えている。納付時期、納付金額等は定かではないが、納付したことは間違いないので、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は 7 か月間と比較的短期間であるとともに、申立人は、申立期間以降、申請免除となる平成 11 年 7 月まで、国民年金保険料をすべて納付しており、未納期間は無い。

また、町の保管する申立人の国民年金被保険者納付記録票により、申立期間のうち、昭和 51 年 10 月から 52 年 3 月までの期間については、納付済みであることが確認できることから、申立人の納付記録が適切に管理されていなかったことが認められる。

また、申立人は、昭和 51 年 9 月に国民年金被保険者資格を取得していることが確認できる上、申立期間のうち、同年 9 月分の国民年金保険料のみを未納のままにしておくことは考えにくいことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものとするのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和61年4月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年4月から同年9月まで

私は、昭和60年10月から美容室に勤めており、20歳になった同年12月に市役所で自ら国民年金の加入手続を行った。

申立期間の国民年金保険料は、7,000円前後で、給料の1割以下の金額であったことを覚えており、親と同居していたこともあって、保険料の支払いができないような生活状況ではなかった。

また、市役所から「平成元年4月分が未納である。」との電話があった際、確認したところ、「他には未納は無い。」との返事をもらっていたこともあり、申立期間について未納となっているのは納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は6か月間と比較的短期間であるとともに、申立人は、申立期間及び平成元年4月を除き、国民年金保険料をすべて納付している上、厚生年金保険と国民年金との切替手続も未納期間を生じさせることなく適切に行っており、納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立期間直前の昭和60年12月から61年3月までの期間については、社会保険庁の記録では、未納期間となっていたが、申立人からの照会を契機として未納から納付済みに訂正されており、申立人の納付記録が適切に管理されていなかったことが認められる。

さらに、申立期間前後の期間は、国民年金保険料が納付済みとなっている上、申立期間及びその前後の期間を通じて、申立人の仕事や住所等の生活状況に大きな変化は無かったものと推認されることから、申立期間のみが未納とされているのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

鹿児島国民年金 事案 447

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年10月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年10月から51年3月まで
昭和45年9月に離職して実家に帰った際、私の父親が、私の国民年金の加入手続を行い、私の国民年金保険料を納付してくれていたはずである。申立期間当時は、地区の小組合の集金人に納付していたはずであり、私の母親が納付済みとなっているのに私だけが未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和51年7月に払い出されていることが確認でき、その時点では、申立期間の一部は、時効により国民年金保険料を納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、「私の父親が、昭和45年10月ごろ、私の国民年金の加入手続を行ってくれた。」と主張しているが、申立人が唯一交付を受けたとする年金手帳は、その表紙の色等から、昭和49年11月以降に発行されたものであることが確認できる。

さらに、申立人の父親が、申立期間について申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人は国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたとするその父親は既に死亡しているため、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 6 月から平成元年 4 月までの期間及び平成元年 10 月から 2 年 6 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 6 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 62 年 6 月から平成元年 4 月まで
: ② 平成元年 10 月から 2 年 6 月まで

私は、昭和 62 年、55 歳で定年退職をして、すぐに国民年金に加入し、65 歳までの 10 年間、毎月、市役所の窓口で、国民年金保険料を納付し、最後の 1 年分は、まとめて納付した記憶があるので、申立期間が未加入となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、平成元年 4 月に払い出されていることが確認できることから、申立期間①については、国民年金の任意加入対象期間であり、さかのぼって国民年金保険料を納付することはできない期間であったと考えられ、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立期間②については、申立人が所持している国民年金手帳の記録欄に「平成元年 5 月 31 日任意加入、同年 10 月 4 日資格喪失」及び「2 年 7 月 11 日任意加入」の記載が確認でき、社会保険事務所の国民年金被保険者記録とも符合していることから、国民年金の未加入期間であったと推認され、国民年金保険料を納付することができなかったと考えるのが自然である。

さらに、申立人が、申立期間当時に国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、ほかに申立期間において国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年1月から49年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年1月から49年12月まで

私は、昭和50年ごろ離婚した後、自立する必要があると思い、区役所に国民年金の加入手続に行った際、担当者に「未納分を一括で納付すれば、60歳になった時に年金を満額もらえる。」と言われたので、20数万円を一括して納付した。未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和52年12月中旬ごろに払い出されていることが確認でき、その時点では、申立期間は、時効により国民年金保険料を納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、昭和52年12月に申立期間直後の50年1月から52年3月までの国民年金保険料を一括納付していることが確認でき、その時点では、申立期間は、時効により国民年金保険料を納付できない期間である上、特例納付の実施時期でもない。

さらに、申立人が、申立期間について一括納付したとする金額は、特例納付により実際に申立期間の国民年金保険料を納付した場合の金額と大きく異なっている。

加えて、申立人が、申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

鹿児島国民年金 事案 450

第1 委員会の結論

申立人の昭和 44 年 4 月から 45 年 4 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 4 月から 45 年 4 月まで

昭和 44 年 4 月ごろ、町役場で転入手続を行った際、町役場の職員の勧めを受け、私の元妻と一緒に国民健康保険と国民年金に同時に加入し、それ以降は夫婦二人分の国民年金保険料を毎月、集金人に納付していたことを覚えている。

私の元妻は加入記録があるのに、私が未加入となっているのは納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 59 年 11 月に払い出されていることが確認でき、その時点では、申立期間は、時効により国民年金保険料の納付ができない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、「元妻と一緒に国民年金への加入手続を行い、その後は、元妻が二人分の国民年金保険料を納付していた。」と主張しているが、社会保険庁の記録では、申立人の元妻も申立期間については未加入期間となっている上、申立人の元妻は、昭和 48 年 11 月に国民年金手帳記号番号が払い出されていることが確認できるとともに、申立人の元妻は、「申立期間は、夫と一緒に、国民年金の加入手続を行ったことはなく、国民年金保険料も納付していなかったと思う。」と証言しており、申立てには、不自然な点が見受けられる。

さらに、申立人及びその元妻が、申立期間について申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無い上、申立人は、国民年金への加入手続、国民年金保険料の納付についての記憶が明確でなく、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間について国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和22年5月8日から29年3月27日まで

私は、申立事業所を昭和29年3月末に退職し、同年4月に帰郷して結婚し、30年2月26日に長男を出産した。当時、脱退手当金という制度は知らなかったが、少しでも受け取っていたら覚えているはずである。私が65歳になった時、社会保険事務所で脱退手当金が支払済みであることを聞き、驚いた。姉も一緒に当該事業所に勤めていたが、姉は厚生年金として受け取っている。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として、年金に反映させてほしい。

第3 委員会の判断の理由

現存する申立事業所に照会したところ、「申立期間当時に在籍していた元職員からの聞き取りにおいて、脱退手当金については、会社が社会保険事務所に請求手続を行い、退職金に併せて支給しており、当時の殆どの者が、脱退手当金を受給していたとの証言があった。」との回答を得ているところ、当該事業所の被保険者名簿の申立人が記載されているページとその前後に記載されている女性のうち、申立人の資格喪失日である昭和29年3月の前後2年以内に資格喪失した20名の脱退手当金の支給記録を確認したところ、申立人を含む11名に支給記録があり、そのうち8名については、資格喪失日から5か月以内に支給決定されていることが確認でき、申立人についても事業主による代理請求がなされたことが考えられる。

また、申立人の厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)には、脱退手当金支給の記録が確認でき、支給年月日及び支給金額に加えて、支給の根拠となる該当条文などの具体的な記載がある上、支給額に計算上の誤りは見られず、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和18年4月6日から20年10月1日まで
脱退手当金については、一切もらった記憶がない。脱退手当金という制度があること自体知らなかったのだから請求するはずがない。同僚や実兄は、脱退手当金など受け取ることなく、その当時の期間については厚生年金保険に反映されていると聞いた。

私は、脱退手当金を受け取っていないにもかかわらず、社会保険庁の記録において受給したことになっており、申立期間に係る厚生年金がもらえないのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)には、脱退手当金支給の記録が確認でき、支給年月日及び支給金額に加えて、支給の根拠となる該当条文などの具体的な記載がある。

また、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和32年4月9日から34年2月16日まで
② 昭和34年2月16日から39年1月29日まで

私は、申立期間②においてA社B工場に勤務していたが、母親が危篤との連絡を受けて急いで帰省し、そのまま当該事業所に帰してもらえずに退職することになった。退職後は、当該事業所とのやりとりも無く、退職金及び脱退手当金も受け取っていない。

また、当時は脱退手当金の制度自体も知らず、社会保険事務所に行ったことも無いので、絶対に受け取っていない。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間であることを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたA社B工場に係る被保険者名簿において、申立人が記載されているページとその前後のページに記載されている50名のうち、申立人の厚生年金保険の資格喪失日からおおむね2年以内に資格喪失した女性で、同社で2年以上の被保険者期間があり、同社を最終事業所として受給要件を満たす11名の脱退手当金の支給記録を確認したところ、9名に脱退手当金の支給記録があり、うち8名は、いずれも資格喪失日から5か月以内に支給決定されていることが確認できるほか、当該事業所に係る脱退手当金の支給記録のある元同僚のうち、連絡先が把握できた6名から聴取したところ、うち5名から「脱退手当金を受給した記憶がある。」との回答を得ており、当該5名のうち2名から「会社から脱退手当金についての説明及び受給に係る意向確認があり、受給した。」、他の2名から「脱退手当金に関する説明もないまま、会社が勝手に脱退手当金の手続きを行い、退職後に書類が送られてきたので受給した。」、残り1名から「脱退手当金を受け取った記憶はあるが、詳細については記憶が無い。」旨の回答を得ていることを踏まえると、申立人についても事業主による代理請求

がなされたことが考えられる。

また、申立人の被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約6か月後の昭和39年8月5日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年5月1日から同年11月1日まで
社会保険事務所に申立期間におけるA社B事業所の厚生年金保険の加入記録について照会したところ、記録が無い旨の回答を受けた。

申立期間当時は、独身寮に住んでおり、同僚として働いていた先輩の娘が寮の賄いをしていたことを記憶している。その後、粉塵により体調を崩したため、帰郷した。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が挙げる元同僚について、社会保険事務所の保管するA社B事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において加入記録が確認できることから、申立人が同社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、当該事業所は既に全喪している上、当該被保険者名簿において加入記録の確認できる元同僚から聴取したものの、申立てに係る事実を確認できる関連資料、証言等を得ることはできなかった。

また、社会保険事務所から、厚生年金保険被保険者手帳記号番号払出簿において、申立期間について、申立人に係る記録が確認できない旨の回答を得ている。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 7 月 1 日から同年 11 月 1 日まで

私は、昭和 40 年 3 月 1 日から 44 年 8 月 20 日までの期間はA社本社に継続して勤務していたが、申立期間について、加入記録に欠落があるのは納得できない。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録では、申立人のA社に係る厚生年金保険の加入記録は、昭和 40 年 3 月 1 日から 41 年 7 月 1 日までの期間及び 41 年 11 月 1 日から 44 年 8 月 21 日までの期間の 2 回について確認できるところ、同社の保管する申立人に係る退職調書、44 年 4 月 30 日現在の職員名簿及び 43 年の賃金支払状況一覧表により、申立人の同社における入社日は昭和 41 年 11 月 1 日と確認できるほか、同じく申立期間内の 41 年 8 月 10 日に支給された昭和 41 年盆手当支給表において、申立人に係る記録は無いことが確認できる上、同社から聴取した結果、申立期間当時の賃金台帳等は無い旨の回答を得ており、このほかに申立てに係る事実を確認できる関連資料、証言等を得ることはできなかった。

また、申立人が挙げる申立期間において当該事業所に係る厚生年金保険の加入記録が確認できる元同僚から聴取した結果、申立人の厚生年金保険料の控除に係る事実を確認できる関連資料、証言等を得ることはできなかった。

さらに、社会保険事務所の保管する当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票により、申立期間の前において欠落期間が確認できる元同僚 2 名のうち 1 名から聴取したところ、当該事業所において継続して勤務していたとしているにもかかわらず、昭和 38 年 8 月 1 日から 41 年 1 月

16日までの17か月間について欠落期間が確認でき、他の1名については事情を聴取できなかったものの、40年1月1日から同年3月20日までの2か月半について欠落期間が確認できることから、当該事業所においては、事業主が何らかの意図を持って、厚生年金保険被保険者資格の得喪の届出を行っていたことがうかがえる。

加えて、当該被保険者原票により、申立期間について、申立人に係る加入記録は無く、整理番号に欠番も見られないことから、申立人の記録が欠落したとは考え難い上、申立人の当該事業所における申立期間前の加入記録については、厚生年金保険の資格喪失日は昭和41年7月1日、健康保険被保険者証の返納日は同年8月26日、当該資格喪失に係る進達日は同年9月5日と確認でき、同じく申立期間後の加入記録については、資格取得日は同年11月1日であることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。